

甲 第 137 号 議 案

岡山市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
岡山市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 4 年 9 月 1 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

岡山市職員の育児休業等に関する条例（平成4年市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「次のいずれかに該当する非常勤職員」を「非常勤職員であつて、次のいずれかに該当するもの」に改め、同号ア（ア）中「第2条の4」を「当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の4」に、「、2歳」を「当該子が2歳」に改め、同号イを次のように改める。

イ 次のいずれかに該当する非常勤職員

- (ア) その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下（ア）において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であつて、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの
- (イ) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の

翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条第4号ウを削る。

第2条の3第3号中「養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるもの）にあっては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であって」を「養育する非常勤職員が」に、「とき」を「場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であって第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、任命権者が定める特別の事情がある場合にあってはウに掲げる場合に該当する場合）」に改め、同号イを同号ウとし、同号ア中「非常勤職員がする」を「非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする」に、「配偶者がする」を「配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする」に改め、同号アを同号イとし、同号にアとして次のように加える。

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしよ

うとする場合

第2条の3第3号に次のように加える。

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の4中「養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて」を「養育する非常勤職員が」に、「各号」を「各号に掲げる場合」に、「とき」を「場合（当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であつて次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、任命権者が定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合）」に改め、同条中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

(1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の4に次の1号を加える。

(4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の5を削る。

第3条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、同条第8号中「その任期」を「任期を定めて採用された職員であつて、当該任期」に、「非常勤職員」を「もの」に、「育児休業に係る子について、当該任期が」を「任期を」に、「に特定職に

引き続き」を「引き続いて特定職に」に，「，当該任期の」を「，当該育児休業に係る子について，当該更新前の任期の」に，「当該引き続き採用される」を「当該採用の」に改め，同号を同条第7号とし，同条の次に次の1条を加える。

（育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間）

第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は，57日間とする。

第11条第6号中「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は，令和4年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に育児休業等計画書を提出した職員に対するこの条例による改正前の第3条（第5号に係る部分に限る。）及び第11条（第6号に係る部分に限る。）の規定の適用については，なお従前の例による。

提案理由

非常勤職員の育児休業の取得要件を改める等のため，本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 138 号 議 案

岡山市社会体育施設条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市社会体育施設条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 4 年 9 月 1 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市社会体育施設条例の一部を改正する条例

岡山市社会体育施設条例（平成7年市条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表第1 財田スポーツ広場の部多目的広場の款を削る。

附 則

この条例は、令和4年11月1日から施行する。

提案理由

財田スポーツ広場多目的広場を廃止するため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 139 号 議 案

岡山市コミュニティハウス条例の一部を改正する条例の制定について  
岡山市コミュニティハウス条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 4 年 9 月 1 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市コミュニティハウス条例の一部を改正する条例

岡山市コミュニティハウス条例（昭和50年市条例第63号）の一部を次のように改正する。

別表岡山市太伯コミュニティハウスの項中「太伯学区コミュニティ協議会」を「太伯地区コミュニティ協議会」に改め、同表岡山市幸島コミュニティハウスの項中「幸島学区コミュニティ協議会」を「幸島地区コミュニティ協議会」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

コミュニティ住民組織の名称変更に伴い、指定管理者の名称を変更するため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 140 号 議 案

岡山市こころの健康センター条例の一部を改正する条例の制定について  
岡山市こころの健康センター条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 4 年 9 月 1 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市こころの健康センター条例の一部を改正する条例  
岡山市こころの健康センター条例（平成20年市条例第93号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「7人」を「10人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

審査委員会の委員定数の上限を改めるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 141 号 議 案

岡山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の  
一部を改正する条例の制定について

岡山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正  
する条例を次のように制定するものとする。

令和 4 年 9 月 1 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の  
一部を改正する条例

岡山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年  
市条例第118号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「修了したもの」の次に「（次の各号のいずれかに該当する者として  
放課後児童健全育成事業に従事することとなった日（当該日が2以上あるときは、最も遅  
い日）の属する年度の翌年度の末日までに修了することを予定している者を含む。）」を  
加える。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

提案理由

放課後児童支援員の資格要件を改めるため、本条例の一部を改正しようとするものであ  
る。

甲 第 142 号 議 案

岡山市公園条例の一部を改正する条例の制定について  
岡山市公園条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 4 年 9 月 1 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市公園条例の一部を改正する条例

岡山市公園条例（昭和35年市条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1第2項の表財田スポーツ広場公園の項を削る。

別表第2第2項の表財田スポーツ広場公園の項を削る。

附 則

この条例は、令和4年11月1日から施行する。

提案理由

財田スポーツ広場公園を廃止するため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 143 号 議 案

岡山市建築関係事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市建築関係事務手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 4 年 9 月 1 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市建築関係事務手数料条例の一部を改正する条例

岡山市建築関係事務手数料条例（平成12年市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項第1号アを次のように改める。

ア 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条の2第3項に規定する確認書のうち、当該住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載されたもの若しくは同法第5条第1項に規定する住宅性能評価書又はこれらの写し（以下「確認書等」という。）の提出がある場合 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める額

第11条第1項第2号ア中「増築又は改築後の当該住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された確認書又はその写し」を「確認書等」に改め、同条第3項第1号ア中「変更後の当該住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写し」を「当該変更に係る確認書等」に、「並びに」を「及び」に改め、同ア（イ）中「の2分の1」を削り、同号イ（イ）中「定める額」の次に「に2分の1を乗じて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）」を加え、同項第2号ア中「変更後の増築又は改築後の当該住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された確認書又はその写し」を「当該変更に係る確認書等」に、「並びに」を「及び」に改め、同条中第6項を第8項とし、第5項の次に次の2項を加える。

6 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第6項及び第7項の規定による長期優良住宅維持保全計画の認定の申請に対する審査手数料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 確認書等の提出がある場合 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 一戸建ての住宅 第1項第2号ア（ア）に定める額

イ 共同住宅等 床面積の区分に応じ、第1項第2号ア（イ）にそれぞれ定める額

(2) その他の場合 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 一戸建ての住宅 第1項第2号イ（ア）に定める額

イ 共同住宅等 床面積の区分に応じ、第1項第2号イ（イ）にそれぞれ定める額

7 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定による認定長期優良住宅維持保全計画（同法第10条第2号ロの認定長期優良住宅維持保全計画をいう。）の変更の認定の申請に対する審査手数料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に係る部分の変更の認定の申請であつて当該変更に係る確認書等の提出がある場合及び同号に掲げる基準以外の部分の変更の認定の申請の場合 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 一戸建ての住宅 第3項第2号ア（ア）に定める額

イ 共同住宅等 第3項第2号ア（イ）に定める額

(2) その他の場合 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 一戸建ての住宅 第3項第2号イ（ア）に定める額

イ 共同住宅等 第3項第2号イ（イ）に定める額

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

提案理由

長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部改正に伴い、長期優良住宅維持保全計

画の認定の申請に対する審査手数料の額を定める等のため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 144 号 議 案

岡山市消防事務手数料条例及び岡山市証明事務等手数料条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市消防事務手数料条例及び岡山市証明事務等手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 4 年 9 月 1 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市消防事務手数料条例及び岡山市証明事務等手数料条例の一部を改正する条例

(岡山市消防事務手数料条例の一部改正)

第1条 岡山市消防事務手数料条例（平成12年市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第1条中「条例で」を削る。

第2条を次のように改める。

(手数料の納付)

第2条 次の各号に掲げる審査，証明等の申請をしようとする者は，当該各号に定める額の手数料を納付しなければならない。

(1) 消防法（昭和23年法律第186号），火薬類取締法（昭和25年法律第149号），高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号），液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号。以下「液化石油ガス法」という。）又は岡山市火災予防条例（昭和37年市条例第16号）に基づく審査等 別表に掲げる事務の区分に応じ，同表に定める額

(2) 消防事務に関する証明 1事項ごとに 300円

第3条を削り，第4条を第3条とし，同条の次に次の1条を加える。

(手数料の免除)

第4条 火災のり災又は救急搬送に関する証明その他規則で定めるものは、手数料を免除するものとする。

第5条を削り、第6条を第5条とし、本則に次の1条を加える。

(費用負担)

第6条 郵便により証明書の送付を求めようとする者は、送付に要する費用を負担しなければならない。

(岡山市証明事務等手数料条例の一部改正)

第2条 岡山市証明事務等手数料条例(平成12年市条例第8号)の一部を次のように改正する。

第5条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 台風、地震その他の自然災害のり災に関する証明

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行し、改正後の岡山市消防事務手数料条例の規定は、同日以後の申請に係るものについて適用する。

提案理由

火災のり災又は救急搬送に関する証明の手数を改める等のため、関係条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 145 号 議 案

岡山市水道条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市水道条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 4 年 9 月 1 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市水道条例の一部を改正する条例

岡山市水道条例（平成9年市条例第72号）の一部を次のように改正する。

第22条第2項を次のように改める。

2 料金は、次に掲げる方法により徴収する。

(1) 納入通知書による納付

(2) 口座振替による納付

(3) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の指定納付受託者による納付

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第22条第2項の改正規定（同項第3号に係る部分に限る。）は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第22条第2項の規定（同項第3号に係る部分に限る。）は、令和5年4月1日以降の点検に基づき徴収すべき料金について適用し、同日前の点検に基づき徴収すべき料金については、なお従前の例による。

提案理由

水道料金の徴収方法に指定納付受託者による納付を加える等のため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 146 号 議 案

岡山市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に  
関する条例等の一部を改正する条例の制定について

岡山市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例  
等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 4 年 9 月 1 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に  
関する条例等の一部を改正する条例

(岡山市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条  
例の一部改正)

第1条 岡山市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関す  
る条例(平成6年市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第4条第2号ア中「15,800円」を「16,100円」に改め、同号イ中「7,  
560円」を「7,700円」に改める。

(岡山市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する  
条例の一部改正)

第2条 岡山市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関  
する条例(平成6年市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「525円6銭」を「541円31銭」に、「310,500円」を  
「316,250円」に改め、同条第2号中「262,530円と27円50銭」を  
「270,655円と28円35銭」に、「310,500円」を「316,250  
円」に改める。

(岡山市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例

の一部改正)

第3条 岡山市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例（平成20年市条例第116号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「7円51銭」を「7円73銭」に改め、同条第2号中「375,500円と5円2銭」を「386,500円と5円18銭」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の岡山市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例、岡山市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び岡山市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙から適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

提案理由

公職選挙法施行令の一部改正に伴い、議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に要する経費に係る限度額を改めるため、関係条例の一部を改正しようとするものである。